

## 21 直接国税犯則事件

(1) 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額

区 分		起 訴 事 件										区 分			
		前年からの繰越未決		本年の起訴		計		有罪無罪		公訴権減未決				有罪に係る人員及び金額	
		件	件	件	件	件	件	件	件	懲役刑を科せられたものの人員	罰 金			人員	金額
		外	内	外	内	外	内	外	内	外	内	金額			
申告所得税	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	申告所得税	
	内	2	8	10	X	-	-	X	10	10	11	176,000			
法人税	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	法人税	
	内	5	8	13	9	-	-	4	6	8	8	108,000			
その他	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	その他	
	内	2	10	12	X	-	-	X	5	5	5	91,000			
合 計	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	合 計	
	内	9	26	35	24	-	-	11	21	24	24	375,000			

調査期間：平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間における事績を示した。

- (注) 1 外書は、上級審からの差戻し件数である。  
 2 内書は、懲役刑に罰金刑が併科されたものである。  
 3 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

## (2) 犯則者違反行為別件数

申告所得税		法人税		その他	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第 238 条	外	第 159 条	外	ほ脱犯規定	外
	9		9		6
第 244 条	外	第 164 条	外	両罰規定	外
	8		8		x
合 計	外	合 計	外	合 計	外
	9		9		6

(注) 1 この表は、「(1) 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額」の「有罪件数」欄の内訳を示したものである。

2 外書は、ほ脱犯規定の適用のほかに、両罰規定も適用された件数である。

3 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

## 22 間接国税犯則事件

(1) 検挙及び処理状況

区 分		酒 税							揮 発 油 税			地 方 道 路 税	石 油 ガ ス 税			区 分		
		免 許 者		非 免 許 者	小 計	犯 則 者 が 判 明 し な い も の	計	ほ 脱 犯	秩 序 犯	計	ほ 脱 犯		秩 序 犯	計				
		酒 類 製 造 者	酒 類 販 売 業 者															
要 件 処 理 数	前 年 度 か ら の 繰 越 処 理 未 済	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	前 年 度 か ら の 繰 越 処 理 未 済	要 件 処 理 数
	検 挙	外	-	1	1	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	検 挙	
処 理 件 数	通 告 処 分	外	-	1	1	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	通 告 処 分	処 理 件 数
	告 収 税 官 吏 発 所 の 他	外	-	2	3	5	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	収 税 官 吏 告 発 所 の 他	
		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	不 問 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不 問 処 分	
	通 知 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 知 処 分	
	不 告 発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不 告 発	
	処 分 前 公 訴 権 消 滅	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	処 分 前 公 訴 権 消 滅	
本 年 度 未 済 件 数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本 年 度 未 済 件 数		
犯 則 に 係 る 額	外	-	千 円	千 円	千 円	千 円	-	千 円	-	-	-	-	-	-	-	-	犯 則 に 係 る 額	
通 告 処 分 罰 科 金 相 当 額	外	-	60	60	120	-	120	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 告 処 分 罰 科 金 相 当 額	

調査対象等：平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。  
 (注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。  
 2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

(1) 検挙及び処理状況 (続)

区分			石油石炭税			たばこ税			たばこ特別税	取引所税	印紙税	航空機燃料税	電源開発促進税	合計	区分	
			ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計								
要件処理数	前年度からの繰越処理未済	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	前年度からの繰越処理未済	要件処理数
	検挙	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	検挙	2
処理数	通告処分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	通告処分	2
	告収税官吏	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	告収税官吏	5
	発その他	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	その他	発
	不問処分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不問処分	済
	通知処分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通知処分	件
	不告発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不告発	件
	処分前公訴権消滅	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	処分前公訴権消滅	数
本年度未済件数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本年度未済件数	数	
犯則に係る額	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	犯則に係る額	額	
通告処分罰金相当額	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	120	通告処分罰金相当額	額	
													838			

調査対象等：平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。  
 (注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。  
 2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

(2) 通告処分及び履行状況

区分	酒 税				揮 発 油 税		石 油 ガ ス 税			石 油 石 炭 税			た ば こ 税			合 計	区 分				
	免 許 者 酒類等 製造者	酒類販 売業者	非免許者	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯			計			
要履行件数	前年度からの 繰越履行未済	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	前年度からの 繰越履行未済	要履行件数	
		外	-	1	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		2
	外	-	2	3	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		5
履行等件数	通告不履行 による発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告不履行 による発	履行等件数
		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	外	-	1	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	
本 年 度 末 履行未済件数	通告履行	外	-	2	3	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	
		外	-	1	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
	外	-	2	3	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	
通告履行罰科 相当金額	外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	120	
		-	60	60	120	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	838

調査期間：平成19年4月1日から平成20年3月31日

(注) 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

(3) 酒税の違反行為別検挙の状況

区分	免 許 者												非免許者			計			左の計のうち 密輸入酒類に係るもの							
	酒類製造者			酒母、もろみ製造者			酒類卸売業者			酒類小売業者			件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額		
	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額														
第 54 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
第 55 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
第56条第1項 第 1 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	外1 3	46,475	-	外1 3	46,475	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 2 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
第 3 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
第 4 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
第 5 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
第 6 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
第 7 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
第 58 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	外1 2	47,229	-	-	-	-	外1 2	47,229	-	-	-	-	-	-			
第 59 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
第 60 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
合 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	外1 2	47,229	-	外1 3	46,475	-	外2 5	93,704	-	-	-	-	-	-			
犯則者が判明 しないもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

調査期間：平成19年4月1日から平成20年3月31日

(注) 「(1)検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。

(4) 酒税以外の間接税の違反行為別検挙の状況

揮発油税		地方道路税		石油ガス税		石油石炭税		たばこ税	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第27条第1項第1号	件 -	第15条第1項第1号	件 -	第28条第1項第1号	件 -	第24条第1項第1号	件 -	第28条第1項第1号	件 -
第27条第1項第2号	-	第15条第1項第2号	-	第28条第1項第2号	-	第24条第1項第2号	-	第28条第1項第2号	-
第28条第1号	-	第15条の2	-	第29条第1号	-	第25条第1号	-	第29条第1号	-
第28条第2号	-	第17条第1項	-	第29条第2号	-	第25条第2号	-	第29条第2号	-
第28条第3号	-			第29条第3号	-	第26条第1号	-	第30条第1号	-
第29条第1号	-			第30条第1号	-	第26条第2号	-	第30条第2号	-
第29条第2号	-			第30条第2号	-	第26条第3号	-	第30条第3号	-
第29条第3号	-			第30条第3号	-	第26条第4号	-	第30条第4号	-
第29条第4号	-			第30条第4号	-				
第31条第1項	-								
合計	-	合計	-	合計	-	合計	-	合計	-

たばこ特別税		取引所税		印紙税		航空機燃料税		電源開発促進税	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第21条第1項第1号	件 -	第14条第1項	件 -	第22条第1項第1号	件 -	第20条第1項第1号	件 -	第13条第1項	件 -
第21条第1項第2号	-	第15条第1号	-	第22条第1項第2号	-	第20条第1項第2号	-	第14条第1号	-
第22条	-	第15条第2号	-	第23条	-	第21条第1号	-	第14条第2号	-
				第24条	-	第21条第2号	-	第14条第3号	-
				第25条第1号	-	第21条第3号	-		
				第25条第2号	-				
				第25条第3号	-				
				第25条第4号	-				
				第26条第1号	-				
				第26条第2号	-				
合計	-	合計	-	合計	-	合計	-	合計	-

調査期間：平成19年4月1日から平成20年3月31日

(注) 「(1) 検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。